

(様式第1号)

平成29年度第1回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時	平成29年8月10日(木) 15:15~16:30
場 所	市役所東館3階大会議室
出席者	委員長 石川 久展 委員 土田 陽三, 高木 佐知子, 西村 京, 神田 信治, 佐野 武, 税所 篤哉, 加納 多恵子, 田中 航次, 安宅 桂子, 寺本 慎児 欠席委員 菅沼 久美子 事務局 社会福祉課 課長 小川 智瑞子 " 係長 谷野 誠 " 主事 村岡 裕樹 " 主事補 樽本 暁子 高齢介護課 課長 篠原 隆志 " 係長 松本 匡史 " 主事補 後藤 高弘 " 主事補 正好 隆裕 関係課 地域福祉課 課長 細井 洋海 " 係長 浅野 理恵子 高齢介護課 主査 小林 明子
事務局	社会福祉課, 高齢介護課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 委員長挨拶

(2) 議事

- 1 高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について
- 2 地域密着型サービス(地域密着型通所介護)の指定状況について
- 3 その他

(3) その他

2 提出資料

- 資料1 高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について
資料2 地域密着型サービス(地域密着型通所介護)の指定状況について
資料3 指定地域密着型サービス事業所一覧
資料4 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(抜粋)

3 審議経過

(石川委員長) それでは、議事の1、高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について、事務局より説明をお願いします。

【議事1 高浜町1番社会福祉施設建設用地における社会福祉複合施設の整備について、事務局より説明。】

(石川委員長) ありがとうございます。特に、本委員会の対象となるのは6ページの図面です。地域密着型通所介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護です。この2つですけれども、何か御意見、御質問等がありましたらお願いします。いただいた図面では少しわかりにくいですね。実際どういうレイアウトとなっているのですか。

(事務局:小川) 設計は事業者で作成されておりますので、配布いたしました図面での確認をお願いしているところです。

(石川委員長) 現状では大きさはわからないということでしょうか。

(事務局:小川) 詳細な数字は今持ち合わせておりません。

(事務局:松本) 高齢介護部門ですが、地域密着型通所介護につきまして、利用者1人につき3平米という施設基準がございまして、そちらについては十分確保していただけると確認しております。

(石川委員長) 定員等、詳細な部分はこれからですか。

(事務局:小川) 事業所指定の段階になりましたら、必要な資料は出させていただきます。

(石川委員長) 定期巡回・訪問介護看護のほうは、実質事務所ということになるのですか。

(事務局:小川) はい。

(佐野委員) 図面を確認いただきたいのですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と通所介護との境目もわかりませんか。

(事務局:篠原) 当初の図面では、定期巡回のスペースは、四角囲みの矢印が入っている柱が4本周りにありますが、そのおよそ4分の3のスペースが当初の基本設計の図面です。地域密着型通所介護は、残りの大半部分と聞いておりますが、まだ詳しく決まっておりません。

(石川委員長) 延べ床面積が小さくなったとおっしゃいましたが、これは土地とは別という理解でよろしいですか。

(事務局:小川) 土地は変わりませんが、建物の設計について、景観の専門家に意見を聞く会議があり、その会議にて社会福祉複合施設建設予定地の隣に市営住宅の建設も併せて行う予定となっており、景観は市営住宅との景観を一体とした形にすべきとのご意見を頂戴しましたので、全体の面積から変更をいたしました。

(石川委員長) 他にございますか。

(西村委員) 4月29日に住民説明会があったということですが、近隣の住民のかたの反応はどのような感じでしたでしょうか。

(事務局:小川) 近隣住民の方は概ね前向きにお考えになられていまして、大きな苦情はございませんでしたが、交通量が激しいところでもありますので、その辺の御心配と、機能についての御意見がございました。工事もこれから始まりますので、車両の出入りにつきましては技術者のかたにも伝えていっているところです。また、工事が始まる前に、工事の内容について詳細な説明を事業者から行う予定となっております。いつ行うかについては未定となっておりますが、必ず近隣住民のかたに説明いただくこととしております。

(西村委員) 近隣住民というのは、限られた範囲でお知らせされたのですか。

(事務局：小川) 事業者の方から近隣の自治会の方と相談され周知の範囲など決められたと聞いております。

(加納委員) 1 ページの表についてお伺いしますが、障がいのある人や、子どもたちも含め全世代の方たちが対象となっているのですが、2階の就労継続支援B型、定員10名、これは新たに事業所ができるということですか。

(事務局：小川) そうです。

(加納委員) 全世代交流等の事業を1つの法人が引き受けるという理解でいいですか。

(事務局：小川) そのように公募をさせていただいており、計画は法人のかたからご提案いただいたものになります。

(加納委員) 市は何をするのですか。

(事務局：小川) 土地をお貸しすることとしております。

(加納委員) 建物はどうですか。

(事務局：小川) 事業運営の計画、建物の建設、運営等含め全て事業者で行っていただき、民設民営という形になります。土地につきましては、市の土地をお貸しすることになります。

(加納委員) 全てできる法人なのですか。

(事務局：小川) そのようにご提案をいただいております。

(加納委員) 何か夢のようなお話しですので、実際運営できるのかなと。

(寺本委員) 実際には、この運営にあたり、公募とさせていただいたのですが、全国的にも珍しい複合施設となっております。高齢者、障がいをお持ちの方、子どもも含め全世代交流を目指していますので、我々としても、事業の一つ一つについて法人と打ち合わせをしてきました。市が一切関与しないということではなくて、相談しながら建設に向かっていくということになると思います。全てお任せということでは考えておりません。

(加納委員) ここを利用できるのは芦屋市民のみですか。

(事務局：小川) 地域密着型サービスを除いて全ての方にご利用いただけます。市民だから利用できる、市外の方は入れないというものではございません。

(加納委員) いわゆる福祉サービスは認定を持つ人しか使えないということですか。

(事務局：小川) そうですね。それぞれのサービスについては一定要件がございますので、その要件に合った人が利用できます。この建物のそれぞれの施設については、市外の方は御利用いただけないというわけではございません。全世代の方が御利用いただけるような設備も整っておりますので、市外の方も来ていただけることになっております。

(加納委員) それで収益は上がるのでしょうか。収益の話は私が心配することもないですが、収支は合うのでしょうか。

(石川委員長) 難しいのは、様々なサービスが必要であることから、求められるものが多いことです。ただ、違う法人と一体的にやるとなれば、レイアウトで揉めかねないですよ。逆に言うと、1法人だからやれるということもありますね。

(加納委員) 今ある事業所が、複合施設ができたおかげで利用者が減るという心配が出てきませんか。

(石川委員長) 今ある事業所というか、既存の施設ということですか。

(加納委員) 余計な心配をしているのかもしれないですが、最初に申し上げたように、芦屋市に障がい

者のかたが利用される作業所などもありますが、新たにできた事業所によって影響があるのではないかと感じました。障がい者だけでなく、高齢者の事業所も増えていると思いますが、影響がないか心配になりました。選ぶのは市民ですから、選択肢が多いほうが良いという考えもあると思いますが。

(石川委員長) 施設が足りているということは基本的にないです。

(事務局：小川) 市としても、不足しているところを市主導で福祉施設として計画をさせていただきました。

(加納委員) 複合的な施設ができるというのは、他の施設や事業所がレベルアップして底上げできれば、市民としてはそれがプラスであると思います。やはり複合的な施設ということもあり運営していくことが大変だろうなと思います。

(石川委員長) 運営は大変だろうとは思いますが。こういう複合型の施設はそうそうないので。西宮にもありますけれども、必ずしも思惑どおりにいっているかと言われたら、やはり経験がないものですから。

(寺本委員) この施設についてはスタート時から障がいを持っている方の団体などに説明をしてきました。様々な方から期待をされています。この施設ができることによっていろいろな福祉サービスが繋がり、サービスの向上になると理解していますので、市全体としては必ずプラスになると期待しております。

(石川委員長) 保育所もありますし、全世代の交流というメリットを考えて期待したいですね。

(加納委員) やはりこれからは多世代というか、多機能型にも広がっていかないとやっていけない時代になっていくような気がしますけれども。

(石川委員長) このような施設はそうそうないものですから、育てていくということも必要だと思います。恐らく従来とは違う考えを市民の方々にも持っていただかないといけないかもしれない。1個1個が独立したものではないところもあるのだと。

(加納委員) 新しいあり方ですか。

(石川委員長) そうですね。だから、必ずしもいいことばかりではないのです。様々な方が集まることによる弊害もあるかもしれません。でも、それをやめてしまうと育たないということになってしまいます。それをどうやって切り抜けていくか。珍しい運営でありますから、私も不安を上げれば切りがないと思うのですけれども、やはり育てていく視点は必要かなと思います。

(寺本委員) 国が提示しています「地域共生社会の実現」というところにベースを置いて公募しました。これからの時代に障がい者や高齢者など、そういった枠にはめてしまうのではなくて、全ての方が交流できて、ともに生活できるような環境をつくりたいという願いを込めていますので、その一つのスタートとしての社会資源になるだろうという気持ちで公募しました。委員長がおっしゃるように、初めての経験のことがたくさんありますし、地域との繋がりもありますし、様々な課題も出てくるかと思っています。しかしながら、必ずそれが実現できるような関わり方も本市としてもしていきたいと考えています。共に育てていく施設になればと思っております。

(加納委員) 地域包括支援センターとの関わりはありますか。

(寺本委員) 高齢者に特化した事業ではありませんので、今の段階ではございません。

(安宅委員) この施設は、夜間の職員配置はありますか。

(事務局：小川) サービスによって夜間に配置される職員はいますが、一般に来ていただく交流の場所では閉館という形になると聞いております。

(石川委員長) 誰がどう使えるのかというのは、住民にはなかなか認知されにくいとは思いますが。どのような方が、どのように利用できるのか、市内の方、市外の方等誰が何を利用できるかなど、市のお金を使っていますから、周知方法については丁寧に説明をしていただかないといけません。

(神田委員) 障害部門で、我々以外にこの施設にかかわる委員会等ありますか。

(事務局：小川) 障害福祉に関する会議体がございますので、そこで説明をされています。

(寺本委員) 障害福祉については、自立支援協議会の中でこの内容について説明をしています。

(石川委員長) 西宮に社会福祉協議会が作った建物がありますが、障がいの方が利用され、一般市民が利用してよいかという話になることがあります。障がいの方も高齢者も児童も関係なくと言っていますが、なかなか市民の中で使い勝手がわからないというのがあります。1階にカフェがあるのでその部分は利用しやすいのですが、他の階は利用されないということになってしまいます。どうしても動線の問題や、そこまで考えて作られているのかなど、考え出したら課題は多くあります。ただ、やってみないと分からないところがある。

(加納委員) 総合受付や窓口等がありますか。

(事務局：小川) 1階に総合窓口がございます。

(石川委員長) それは必要ですね。建物が大きいので。

(小川社会福祉課長) 設計の方にお伺いすると、色々な方が交流できるように、動線を考えて作られているとは聞いています。

(石川委員長) 今の段階では見えないことばかりなので、着工はこれからですし、まだ地域密着の指定もこれからですね。

(事務局：小川) そうです。

(石川委員長) その中で対応が分かってくると思うので今後またご報告いただけるということですよ。

(事務局：小川) はい。

(税所委員) 資料7ページ、介護予防室と記載されていますが、こちらは介護予防事業での利用ということで予定されているのでしょうか。

(事務局：篠原) 現在のところ、介護予防事業としては考えておりません。法人からのご提案で高齢者だけでなく、50代、60代の方、40代の方も含めてダンスや体操などをされたいということで聞いております。

(石川委員長) 全体がどのような感じであるか分からないことが多いので、今後、地域密着型サービスだけではなくて、全体像を説明していただいたほうがいいかもしれないですね。

(事務局：小川) わかりました。

(石川委員長) 時間の関係上、次に行きたいと思います。

それでは、議事2、地域密着型サービスの指定状況について、事務局より説明をお願いします。

議事2、地域密着型サービスの指定状況について事務局より説明。

(石川委員長) 本来ならば、新規地域密着型サービス事業所の指定については本委員会にて意見聴取をしなければならないこととなっていますが、制度改正により、地域密着型通所介護が新規参加できるような形となってしまったので、指定せざるを得ない状況となったため、今年度に限っては事後報告とい

う形で委員会に報告をするということですね。

(事務局：谷野) はい。

(石川委員長) ただ、意見聴取については今後どうしていくか等、法律上の規定がないために決まっていないうことですね。

(事務局：谷野) はい。

(石川委員長) 地域密着型通所介護は、小規模なデイサービス事業所なので、一軒家などがデイサービスとなって増えているのを目の当たりにしています。そちらのほうが大きな心配です。恐らくお泊りデイなどをやっているのではないかと、色々気になることがあります。ご意見いかがでしょうか。何か地域の方からのお話など聞かれていることはありますか。

(安宅委員) 最近あじさいの会に初めて来られた方が、小規模なデイサービスを利用されている方がいて、非常に評判は良かったです。一戸建ての家というのは、私たち認知症の方の介護としては、自宅のような過ごししかたができるので非常にいいなと思っていました。

(石川委員長) 他にいかがですか。

(佐野委員) 指定に関して、市として計画を行ってサービス量を調整できるようになっていると思うのですが、需要と供給を考えて、今後、時には指定しないことも視野に入れるのでしょうか。

(事務局：谷野) 考え方は2つあります。指定の取り扱いの考え方でいきますと、この地域密着型デイサービスというのは、安宅委員がおっしゃったように、効果は高いです。地域密着では、より自宅に近い形でのサービスを受給できることと、特に退院患者については生活リハビリも含めた事業が展開できるということ、その辺りを踏まえて考えますと、指定基準と照合し適合するのであれば、指定するであろうと思います。ただし、先ほど委員長がおっしゃったように、小規模事業であるがゆえのリスクが3つあります。防火管理・災害対応・衛生管理です。この3つの部分については、29年4月以降の実地指導において、重点的に審査・点検をしているところです。この点については、今年度末に実地指導のおおよその状況が出てきますので、本委員会で御意見をいただこうと考えております。

2つ目です。現在、介護保険事業計画の見直しを行っているところでございます。今後、その整備量をどう定めるかということについては高齢介護課から補足していただきますが、介護保険法の改正もありまして、この小規模のデイサービスについて条件付きの、要は指定拒否ができる法が30年4月以降に整備をされる予定でありますために、事業計画との関連・整合を図った上でどうするかというのは今後の取り扱いなのかなと考えております。事業については高齢介護課から説明いただきます。

(事務局：篠原) 谷野が申しあげましたように、30年4月1日の施行から小規模多機能の居宅介護を普及させる観点から、地域密着型通所介護について、市町村の介護保険事業計画で定める見込み量に達したときについては、事業所の指定拒否をできる仕組みを導入するというところで、国のほうで一定示されました。委員がおっしゃっているのはその件かと思えます。その点につきましては、今申しあげましたように、本計画、現在の計画にはその見込み量については記載しておりませんので、今年度については、事後の承認も折り入ってお願いしているところでございます。次回以降の計画につきましては、現在策定委員会を開いておりますので、策定委員会の中で御意見をいただいた中でサービスの量や見込みを定める法制度と、指定拒否の部分についてはどうするかというところは今後検討して詰めていくべき事項と認識しております。

(石川委員長) 少し危惧するのは、小規模多機能は小規模デイサービスに変更される可能性が出てきま

すよね。現実的に幾つか聞いています。小規模多機能をやめて、地域密着型の小規模に移るというのを聞いて、実際にそのほうが、事業所として儲かる。既に広まりつつあると思います。その段階で、市として小規模多機能をどうするかというのは、早く見解を出したほうがいいと思いますし、先ほどおっしゃったようにリスクの問題で、人員が足りない、家の中に段差があって事故に繋がる、段差はある程度解消したとしても、火事になったらどうするか。火事となれば犠牲者が出ざるを得ない。やはり、非常に危惧するところではあります。だから、これを推奨するのか、制限するのかというのは大きなところだと思います。

(事務局：篠原) 委員長がおっしゃられますように、国のほうは定期巡回と小規模多機能について推進していくという方向を出していますが、本市の場合で申し上げますと、小規模多機能の事業所については、公募等を行っても手を挙げていただける事業所がないというのが現状です。そういった、現状を踏まえた方向性も策定委員会等で今後きっちりと整理をしていきたいと思っております。

(石川委員長) 基本的にはデイサービスに宿泊サービスをつければ小規模と一緒にすよね。お金の入り方が小規模多機能よりデイのほうがいいということで、しかも泊まりは介護保険制度ではないですから、設置基準は何もないし、ひどい話、雑魚寝ということも他の事業所であったと聞いています。西宮では宿泊サービスを行う場合、届け出が必要としているのですが、やはり法律がないので、実質指導できないというのが課題ですね。

(佐野委員) 芦屋の場合、近隣の自治体が大きな自治体なので、小規模の通所介護が地域密着型に変わったことで、西宮市や神戸市の方が利用できないということは、先ほど谷野係長もおっしゃったとおり、参入しやすいために影響は大きいですね。指定基準に合致すれば指定するというところでいくと、利用者数は一定なのに、競争がうまく働くという点があるかもしれないですが、全体に疲弊するという点も十分に考えられます。来年度以降のサービス供給量の見込みをどこまで出すのかすごく慎重なところだろうなと感じています。

(石川委員長) おっしゃるとおりだと思います。芦屋は大きな家が多いので、一軒家が多いということもあり、空き家の問題が一方であるけれども、逆に言うと参入しやすいです。特に、株式会社や建築会社など、要するに、不動産事業の関係が入りやすい状況です。ですので、市の方向性が重要だと思います。一軒家の空き家状況の噂が広がって、今後益々増えると思います。

(佐野委員) 例えば、コンビニとは少し違いますけれども、フランチャイズ展開等だと、いわゆる独立開業のビジネスモデルとして募集しているような形態もあります。

(石川委員長) その話は既に出ていますよね。たくさん作って、1個1個は小規模だけれども、全体としてそのスケールメリットをつくるという。

(寺本委員) 今のお話の流れの中で抱え込みが発生する可能性もあるのが少し気になるのですが、地域密着で言いますと、運営推進会議というのが義務づけされておりますので、これは開かないといけないこととなっています。直近の状況でどれだけ開催されているかというのがもしわかれば教えてもらえませんか。

(事務局：松本) 運営推進会議につきましては、6カ月に1回開催しており、市職員から各事業所へ1年間に2回程度ずつ行っております。

(寺本委員) 主な構成メンバーを教えてください。

(事務局：松本) 民生委員、福祉委員、自治会の会長、地域の老人会会長がメンバーとなっております。

た、基準等の面で抜け、漏れがないかというところを見るためにも、我々高齢介護課の職員と高齢者生活支援センターの職員も参加させていただいております。

(石川委員長) このような話が出てくると、この委員会の存在意義とも関係しますが、もっと意見聴取をしなければならないと感じます。事後承諾をしてお墨つきを与える会になってしまうことについては、委員長としてどうかと考えさせられるところです。

(神田委員) 小規模のデイサービスとなると、数がものすごく沢山ありますし、監査をされた場合、報告等もこれから聞いていくことになろうかとは思うのですけれども、それに対して、今までも監査の報告はされていますし、この委員会で話はしているところではあるし、それ以上のところまでいけるかどうか。

(佐野委員) もちろん居宅介護支援事業所のこともありますし、単純に全部意見を付してというのは事実上できるかどうか、その辺を。

(石川委員長) 新規の場合です。更新は報告で構いませんし、西宮はリストで提出されて、細かいことは一切なしでした。やはり新規のところについて誰が認めたのかという話です。市の指定なので、市に責任は第一義的にはあるのでしょうかけれども、法律上はそこに委員会がかくついているわけです。だから、そこをどうするのかというのは、今後の検討課題にもなってきますよね。今のところ、今年度については他の事業所の、公平性から考えたらこれでやらざるを得ないかもしれません。今までの3つと、この年度で対応が変わるといえるのはどうかと思うので、今年度についてはいいと思うのですけれども、来年度以降については、検討の余地はあるかと思います。

(事務局：小川) 次年度以降の取り扱いにつきましては、改めてこの委員会で、事務局として案をお示ししまして、お諮りをさせていただきます。

(安宅委員) 確認ですが、西宮市にも通所介護事業所の宿泊はあるのでしょうか。

(石川委員長) やっているところはあります。知られていないだけです。

(事務局：谷野) 芦屋もございます。ですので、今御紹介しました3つの法人のうち、(1)(2)は、いわゆるお泊まりデイサービスです。

(安宅委員) でしたら、本当に小規模多機能のようなサービスですね。

(石川委員長) 機能的にはあまり変わりません。

(安宅委員) そうですか。私たちは小規模多機能が理想と思っているのですけれども、それのもっと規模の小さいものと考えればよろしいですか。

(佐野委員) 小規模多機能との違いは、訪問サービスがありません。

(安宅委員) でも、通所介護をしていただいて、宿泊できるというのはすごく助かります。

(事務局：谷野) お泊まりデイサービスは介護保険制度ではないため指導権限がございません。そこが委員長が危惧されているところでもあると理解しております。新規の指定をする場合に事故を未然に防止するための方策について、検討する必要があると考えております。

(石川委員長) お泊まりデイの事故についてはもう言われていて、法律上は一切規制がないので、各自自治体に委ねられている部分があります。サービス付高齢者住宅の事故など、グループホームなどもそうですが、事故が起こって初めて規制がかかるのが現状です。

(安宅委員) そうですね。ですが、本当に困っておられてどこにも入れない、特に少し問題があるような方などはこのようなサービスがはまる場合がありますよね。

(石川委員長) あります。

(安宅委員) ですから、泊めていただけるというのはすごくありがたいことだなと言っていた方がいらっしゃいました。

(石川委員長) 特に、お泊まりデイは面倒な手続が要らないので、家族が困ったときに入れていただけますよね。そうすると、いわゆるショートステイなどを使うよりも良いと感じることになりますよね。3ヶ月連続で利用されてしまうケースも見受けられます。だから、実際はショートステイやっていると一緒という。

(安宅委員) お金の問題はわからなかったのでお勧めしようかなと思っていたのですが、手続きなど面倒くさいということがあれば、やはりいつもお世話になっているところへお願いしますというのが本人も、認知症の方も混乱しなくていいわけですね。

(石川委員長) むしろケアマネさんたちがどう考えているか、そのことについて知りたいぐらいですけども。

(神田委員) 選択肢として、ケアマネジャーが御提示することも当然ながらあります。ショートステイや、小規模多機能を紹介するパターンもありますし、最終的には御本人との相性で判断することもあります。

(安宅委員) そうです。相性が定まるまで皆さんあちこち利用されていて大変なのです。だから、そういう人にはいいかなと思って。いい情報だなと思っていたのですが、色々な事情がわかりました。

(佐野委員) そもそもお泊まりデイ自体がこれだけ利用されてきたのは、ニーズが非常に多いということです。また、法律上の縛りがないにしても、兵庫県も全く野放しではなく、一定のガイドラインがありますが、ただ防火などに関しては、課題が多いです。例えば、スプリンクラーの設置基準が必須でないことや、寝るときのプライバシーの確保、時には男女が近くで寝ている状況もあります。

(安宅委員) 常識的なことが判断できないとだめなのですね。

(佐野委員) そのあたりはケアマネジャーが情報を日々収集しております。ですから、ケアマネジャーに相談していただくことが良いと思います。

(安宅委員) そうですか。

(神田委員) 実際に私はケアマネジャーですが、情報収集するようにしています。スタッフの方と密な情報連携に努め、利用者に伝えております。

(石川委員長) 課題があるにしても、困ったとき、その日をお願いすると夜間の受け入れが可能になるので利用者の家族にとっては、助かるものだと個人的には思います。一定の課題があるにしてもやはりニーズがあって、家庭の雰囲気のところというのは重要だと思いますし、そういう意味では盲点というか、一番ニーズに応じたものとしてこのお泊りデイができたというのは難しいですね。他にご意見ございませんか。今年度の委員会においては、地域密着型デイサービスの指定について、報告として承るということで、今回3つの株式会社を指定されたことについて報告を受けたことと致します。来年度以降については、また市のほうで方針を決めるということで。

(事務局：小川) 事務局で案をお示ししたいと思います。

(石川委員長) では、事務局からのご提案についてよろしいでしょうか。それでは、その他の事項について何かありますでしょうか。

(事務局：小川) 地域密着型サービスの公募状況について説明、報告をさせていただきたいと思います。

(事務局：松本) 地域密着型サービスの提供基盤の目標整備数について、29年度は潮見圏域に定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1カ所整備予定でございます。潮見圏域の1ヶ所は既に山の子会で決定しているという状況でございます。一方、小規模多機能型居宅介護と、地域密着型介護老人福祉施設につきましては、昨年度から定期的に公募を行ってきておりますが、事業者からの応募は現在のところございません。応募がございましたら、委員会にてお諮りさせていただく予定でございます。今後も広報や、ホームページにて公募について掲載を行い周知していきたいと考えております。先ほどのお話にもありました、地域密着型デイサービスについては、30年度以降の計画にどのようにしていくかについて、こちらで御審議いただくことも含めて、検討して参ります。以上でございます。

(石川委員長) それでは、他にないようでしたら、これをもちまして第1回の芦屋市地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会